

特別支援学校管理規則の一部を改正する規則案について

特別支援教育課

1 改正の理由

特別支援学校設置条例の一部改正により令和8年4月1日付けで県立特別支援学校14校の名称が変更になることから、特別支援学校管理規則（昭和39年長野県教育委員会規則第7号）について所要の改正を行う。

2 改正の内容

別表第1（第2条の2関係）及び別表第2（第2条の3関係）の学校名を「養護学校」から「支援学校」に改める。

3 施行期日

令和8年4月1日

特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和 8 年 3 月 日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第 号

特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

特別支援学校管理規則（昭和39年長野県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中	「	長野養護学校	を	「	長野支援学校	に改め、別表
		諏訪養護学校			諏訪支援学校	
		伊那養護学校			伊那支援学校	
		松本養護学校			松本支援学校	
		上田養護学校			上田支援学校	
		飯田養護学校			飯田支援学校	
		安曇養護学校			安曇支援学校	
		小諸養護学校			小諸支援学校	
		飯山養護学校			飯山支援学校	
		木曽養護学校			木曽支援学校	
		稲荷山養護学校			稲荷山支援学校	
		花田養護学校			花田支援学校	
		若槻養護学校			若槻支援学校	
		寿台養護学校			寿台支援学校	
		」			」	

第 2 中	「		を	」
	松本養護学校	松本養護学校信濃学園分室		

「		に改める。	」
松本支援学校	松本支援学校信濃学園分室		

附 則
この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

特別支援教育課

特別支援学校管理規則新旧対照表

改 正 案		現 行	
(別表第1) (第2条の2関係)		(別表第1) (第2条の2関係)	
学校の名称	学校において行う教育	学校の名称	学校において行う教育
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略
長野支援学校	知的障害者に対する教育	長野養護学校	知的障害者に対する教育
諏訪支援学校	知的障害者に対する教育	諏訪養護学校	知的障害者に対する教育
伊那支援学校	知的障害者に対する教育	伊那養護学校	知的障害者に対する教育
松本支援学校	知的障害者に対する教育	松本養護学校	知的障害者に対する教育
上田支援学校	知的障害者に対する教育	上田養護学校	知的障害者に対する教育
飯田支援学校	知的障害者に対する教育	飯田養護学校	知的障害者に対する教育
安曇支援学校	知的障害者に対する教育	安曇養護学校	知的障害者に対する教育
小諸支援学校	知的障害者に対する教育	小諸養護学校	知的障害者に対する教育
飯山支援学校	知的障害者に対する教育	飯山養護学校	知的障害者に対する教育
木曽支援学校	知的障害者に対する教育	木曽養護学校	知的障害者に対する教育
稲荷山支援学校	知的障害者及び肢体不自由者に対する教育	稲荷山養護学校	知的障害者及び肢体不自由者に対する教育
花田支援学校	肢体不自由者に対する教育	花田養護学校	肢体不自由者に対する教育
若槻支援学校	病弱者（身体虚弱者を含む。）に対する教育	若槻養護学校	病弱者（身体虚弱者を含む。）に対する教育
寿台支援学校	知的障害者及び病弱者（身体虚弱者を含む。）に対する教育	寿台養護学校	知的障害者及び病弱者（身体虚弱者を含む。）に対する教育
(別表第2) (第2条の3関係)		(別表第2) (第2条の3関係)	
左 欄	右 欄		位置
	名称	名称	
松本支援学校	松本支援学校信濃学園分室	略	略
松本養護学校	松本養護学校信濃学園分室	略	略